

○公益社団法人神奈川県農業公社役員の報酬等及び費用に関する規程

(平成22年 3月24日規程第2号)

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県農業公社（以下「公社」という。）の役員  
の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13  
号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退  
職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるもの  
とする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の  
経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 公社は、役員職務の執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

ただし、社員(役職員を含む。)のより選任された役員には、支給しない。

(報酬等の額の決定)

第3条の2 役員報酬は、理事会等に出席の都度、謝金として一人一律1万9千円  
とする。

(旅 費)

第4条 役員が業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類及び額は、公益社団法人神奈川県農業公社旅費規程（昭和44年規程第  
7号）の定めるところによる。

(費 用)

第5条 公社は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用につい  
ては、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要する  
ものについては前もって支払うものとする。

第6条 この規程に定めるもののほか、前2条に規定する旅費等の支給方法は、公社  
職員の例による。

(公 表)

第7条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す  
る法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則 (平成22年 3月24日規程第2号)

- 1 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社団法人神奈川県農業公社役員の給与等に関する規程（昭和61年 3 月28日規程第 2 号）は、平成22年 3 月31日廃止する。

附 則（平成25年 6 月 5 日規程第 6 号）

この規程は、平成25年 6 月 5 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月17日規程第 6 号）

この規程は、平成26年 6 月17日から施行する。